

第42号議案

神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年3月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年3月条例第57号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「立てなければならない」を「立てることができる」に改め、同条第2項中「第10条」を「第9条」に改める。

第15条を次のように改める。

（利率）

第15条 災害援護資金の利率は、延滞の場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。

(1) 第13条第1項の規定に基づく連帯保証人を立てた場合 無利子

(2) 第13条第1項の規定に基づく連帯保証人を立てなかつた場合 据置期間中にあつては、無利子。据置期間経過後にあつては、年1パーセント

第16条第1項を次のように改める。

災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法のうちから、市長が災害の規模その他の事情を考慮して定める方法によるものとする。

第16条第2項中「償還方法」を「前項の規定による災害援護資金の年賦償還、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「第9条から第12条」を「第8条から第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第

1 項及び第 2 項，第 15 条並びに第 16 条第 3 項の規定は，この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し，同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては，なお従前の例による。

理 由

災害援護資金の利率を変更する等に当たり，条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例 ぬきがき

(_____ は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(連帯保証人)

第13条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。

立てることができる

2 前項の連帯保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その連帯保証債務は令第10条の規定による違約金を包含する。

第9条

(利率)

(利率)

第15条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

第15条 災害援護資金の利率は、延滞の場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。

(1) 第13条第1項の規定に基づく連帯保証人を立てた場合 無利子

(2) 第13条第1項の規定に基づく連帯保証人を立てなかつた場合 据置期間中にあつては、無利子。据置期間経過後にあつては、年1パーセント

(償還等)

第16条 災害援護資金は、半年賦償還とする。

災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法のうちから、市長が災害の規模その他の事情を考慮して定める方法によるものとする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

前項の規定による災害援護資金の年賦償還、半年賦償還又は月賦償還

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第9条から第12条までの規定によるものとする。

第8

条から第11条